

鳥取県告示第683号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	山田 敬教	鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院
リハビリテーション科	肢体不自由、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	片寄 道子	米子市錦海三丁目4-5 錦海リハビリテーション病院
脳神経外科	肢体不自由	堀江 政宏	鳥取市の場1-1 鳥取市立病院
小児科	心臓機能障害	船田 裕昭	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
内科	じん臓機能障害	堀 立明	米子市両三柳1880 博愛病院
外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	渡邊 浄司	八頭郡智頭町大字智頭1875 国民健康保険智頭病院
神経内科	肢体不自由、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	高橋 浩士	鳥取市三津876 独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター
整形外科	肢体不自由	村岡 智也	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障害	眞砂 俊彦	”
”	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	田路 澄代	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院